

意見を言うという意味において、公益委員としての独自の位置付けを与えられているものである。したがって、公益委員が患者の声も含めて国民の声を代弁するものであるとしても、患者の代表にはむしろ被保険者としての側面が強いと考えられることから、現行の形を継続していくべきものと考えられる。

### (3) 診療側委員の委員構成について

- 診療側委員の推薦団体については、現在、
  - ・ 医師の代表として、日本医師会5名
  - ・ 歯科医師の代表として、日本歯科医師会2名
  - ・ 薬剤師の代表として、日本薬剤師会1名となっており、また、平成11年5月より、日本医師会の推薦する5名の委員のうち1名については、病院団体の関係者が推薦されている。
- 診療側委員の委員構成についても、できる限り多様な主体の意見を反映させるべきである。特に、医師を代表する5名の委員について、病院の意見がより適切に反映されるよう、委員構成を見直すべきであり、2名を病院の意見を反映できる医師とするべきである。
- なお、当該委員の推薦の在り方については、「病院団体が直接推薦をするべき」という意見が大勢であったが、「日本医師会が病院の代表も含めたバランスを考えて推薦をするべき」という意見もあった。いずれにしても、病院の意見を反映できる医師は、国民の目に見え、納得できるような形で選ばるべきであり、病院団体自身が作成した推薦名簿が透明なプロセスで厚生労働大臣に届けられる仕組みとするべきである。
- このほか、「診療側委員に看護師の代表を加えるべきではないか」との意見もあった。  
中医協においては、在宅医療の推進、特に訪問看護の充実等の事項について審議するため、平成15年12月から、看護の専門家が専門委員に任命さ

れ、中医協としての最終的な意思決定を行う総会及び基本的な問題についてあらかじめ意見調整を行う診療報酬基本問題小委員会に所属している。これらの審議に参加することにより、看護師の意見が中医協における審議に反映される仕組みが設けられている。

現在、診療側委員として構成されている医師、歯科医師及び薬剤師は、保険契約の当事者として現物給付のサービスを提供する一方で、その対価として診療報酬を受け取る主体として整理されている。さらに進んで、診療側委員に看護師の代表を加えることについては、診療報酬を受け取る主体だけではなく、看護師を始めとする医療提供に従事する者の位置付けをどのようにするかについての整理が必要である。看護の専門家が専門委員として中医協の審議に参加している取扱いを継続しつつ、医療提供に従事する者の意見の中医協の審議への反映の在り方について、引き続き検討すべきである。

#### (4) 推薦制の在り方について

○ 支払側委員及び診療側委員の推薦制については、「支払側委員と診療側委員とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整する」という三者構成を基本的に維持していく前提に立てば、保険契約の両当事者の代表は、厚生労働大臣が一方的に任命するのではなく、それぞれを代表するにふさわしい者を関係団体が推薦し、これに基づいて厚生労働大臣が任命するものとすべきである。社会保険医療協議会法第3条第1項において、「○○を代表する委員」という形で規定がなされているのも、このような思想を背景としているものと考えられる。

○ したがって、支払側委員及び診療側委員の推薦制については、三者構成と併せ、基本的に維持することとしつつ、その運用の改善について検討していくべきである。

例えば、厚生労働大臣より関係団体に対して期限を附して推薦依頼をしたにもかかわらず、関係団体が正当な理由なく期限内に推薦を行わないような場合には、厚生労働大臣が職権で委員の任命ができるものと解するべきである。

## 5 委員の任期の在り方について

- 中医協委員の任期については、社会保険医療協議会法第4条第1項の規定により、1期が2年とされており、また、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、「一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない」とこととされている。
- 委員の任期の在り方については、委員の任期が長すぎる場合の弊害（「長い在任期間を持つ委員が、他の委員に勝る診療報酬に関する知識・経験を通じて、中医協における議論の方向性を事実上決定してしまうような事態が生じるのではないか」と委員の任期が短すぎる場合の弊害（「診療報酬体系は専門的かつ複雑であり、委員の任期が短すぎると、診療報酬改定について実質的な議論ができなくなってしまうのではないか」とを総合的に考慮すべきである。
- 具体的には、中医協委員の任期については、最長6年までとし、再任の回数で言えば2回までとするべきである。
- なお、社会保険医療協議会法第4条第2項の規定により、委員に欠員を生じたときに新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とすることとされている。したがって、上記のような取扱いとした場合にあっても、前任者の残任期間を引き継いだ場合の任期の上限は、引き継いだ残任期間に応じて、4年1日から6年未満までの期間となることとなる。

## 6 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方について

### (1) 診療報酬の決定手続の透明化について

- 昨年、中医協を巡り、歯科診療報酬について、一部の診療側委員及びその推薦団体が、自己に有利なものとなることを目的として、一部の支払側委員に対し金品の授与による不正な働きかけをした、という贈収賄事件が発覚し、

中医協における審議の透明性の確保についても疑問が投げかけられた。

- 診療報酬決定手続の透明化については、上記贈収賄事件も一つの契機としつつ、これまで中医協において以下のような取組が行われており、引き続き、中医協における審議過程の一層の透明化や客観的なデータに基づく議論の一層の推進を図っていくべきである。
    - ・ 例えば、中医協においては、平成9年から会議を公開するとともに、「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」(平成16年10月27日中央社会保険医療協議会全員懇談会了解)を踏まえ、昨年から議事録を厚生労働省ホームページ上で公開している。
    - ・ また、「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」(平成16年10月27日中央社会保険医療協議会全員懇談会了解)においては、「非公開の協議を行った場合には、公益委員から、協議の経過について、公開の場で報告する」とこととされている。
    - ・ このほか、平成15年には、中医協の審議に資するためそれぞれ専門的な立場から調査を実施する診療報酬調査専門組織が設置され、客観的なデータの収集に着手している。
  - また、診療報酬決定手続の更なる透明化を図るため、いわゆるパブリック・コメント手続を参考としながら、中医協が診療報酬点数の改定案を作成し、答申するに至る過程において、広く国民の意見を募集する手続をとるべきである。
  - このほか、現在、中医協の議事規則は、中医協自身が定めている。この中で、定足数については、各側委員の3分の1以上が出席し、かつ、その出席委員が委員総数の半数以上であることとされ、また、議事については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによることとされている。
- 議事の公正を確保する観点から、近時の立法例に倣い、議事手続の中心的

な事項について、政令で規定することを検討するべきである。

## (2) 事後評価の在り方について

- 前述のとおり、今後、中医協においては、診療報酬改定の結果の検証を行い、これをその後の診療報酬改定に係る議論に繋げていく取組が求められていると言える。
- 診療報酬改定の結果の検証に当たっては、「個々の診療報酬改定が企図した効果を挙げているか」といった観点からの検証のほか、「そもそも厚生労働大臣の下における他の諮問機関が策定した診療報酬改定に係る基本方針に沿った改定が行われたかどうか」といった観点からの検証も必要となる。
- 検証に当たっては、公益委員がその機能を担うべきであるが、必要に応じて専門的な立場から調査を実施する者の活用についても検討していくべきである。
- また、検証の結果については、これを公表して国民の目にさらすとともに、その批判に耐え得るような内容のものとしていくべきである。

## 7 その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方等について

- 中医協において診療報酬改定に係る審議を行うに当たり、医療の現場や患者等国民の声を反映させるため、中医協委員が国民の声を聞く機会を設定していくべきである。  
具体的には、地方公聴会のような場を新たに設けることとすべきである。
- また、中医協における審議に多様な医療関係者の意見を反映させるため、医薬品、医療機器等の医療関係者の団体を参考人として呼んで意見を聴取する機会を、積極的に設けていくべきである。

- なお、診療報酬改定に国民の声を反映させるための方策は、中医協において国民の声を聞くだけに限られない。改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な医療政策の審議を行う厚生労働大臣の下における他の諮問機関においても、そのような国民の声を踏まえた審議を行っていくことが求められる。

## 8 終わりに

- 有識者会議としては、「中央社会保険医療協議会の新たな出発のために」と題して、中医協の機能・役割の明確化や透明性の確保など、国民の目から見て分かりやすい仕組みとするための提言を行った。
- この提言の内容をすべて実現するためには、社会保険医療協議会法の一部改正を行うことも必要となってくるが、これを待たずに可能な対応については、できる限り早期に実現して、平成18年度に予定されている次期診療報酬改定に対応していくことが、国民の要請に応えることとなるものと考える。

## 「中医協の在り方に関する有識者会議」開催要綱

### 1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「中医協の在り方の見直しに係る基本的合意」（平成16年12月17日）に基づき、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の在り方について検討を行うことを目的として、厚生労働大臣が有識者の参集を求め、開催するものである。

### 2 検討項目

- (1) 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- (2) 公益機能の強化
- (3) 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- (4) 委員の任期の在り方
- (5) 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方
- (6) その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

### 3 有識者会議参集者

- ◎大森 政輔 （国家公安委員会委員、弁護士）  
奥島 孝康 （早稲田大学大学院法務研究科教授）  
奥野 正寛 （東京大学大学院経済学研究科教授）  
金平 輝子 ((財) 東京都歴史文化財団顧問)  
岸本 忠三 （総合科学技術会議議員、大阪大学客員教授）  
◎：座長 （五十音順、敬称略）

### 4 運営

- (1) 有識者会議は、公開とする。
- (2) 有識者会議には、常時、厚生労働大臣が出席する。
- (3) 有識者会議は、中医協の在り方について、平成17年夏～秋までに結論を得るものとする。
- (4) 有識者会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

## 「中医協の在り方に関する有識者会議」開催経緯

平成17年

### 2月22日 第1回会議

- ・ 中医協の概要について事務局より説明の後、フリートーキング

### 3月22日 第2回会議

- ・ 中医協会長より意見聴取
- ・ 事務局より「中医協の在り方に係る論点（たたき台）」提示

### 4月12日 第3回会議

- ・ 規制改革・民間開放推進会議議長より意見聴取
- ・ 検討項目に沿った議論を開始

### 5月10日 第4回会議

- ・ 6つの検討項目のうち、1～3について議論

### 6月 1日 第5回会議

- ・ 6つの検討項目のうち、4～6について議論

### 7月 5日 第6回会議

- ・ 6つの検討項目の議論のまとめに沿って、細かな論点について議論

### 7月20日 第7回会議

- ・ 報告書取りまとめ